

令和8年6月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和8年(行ケ)第1号 人口比例選挙請求事件

口頭弁論終結日 令和8年6月2日

判 決

別紙当事者目録のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨等

1 請求の趣旨

令和8年2月8日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の富山県第1区ないし第3区、石川県第1区ないし第3区並びに福井県第1区及び第2区における選挙をいずれも無効とする。

2 事案の概要

本件は、令和8年2月8日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、富山県、石川県及び福井県の各選挙区（以下、併せて「本件選挙区」という。）の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法によって保障される一人一票の投票価値の平等に違反して無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の本件選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した公職選挙法204条に基づく選挙無効訴訟である。

第2 前提事実

次の事実は、争いがないか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

1 衆議院議員選挙制度等

(1) 公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、小選挙区比例代表並立制を採用しており、衆議院議員の定数は465人とされ、そのうち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員とされている（4条1項）。小選挙区選挙については、全国に289の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ（同法13条1項、別表第1。以下、後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。）、比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条2項、別表第2）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）は、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案（以下単に「改定案」という。）を作成して内閣総理大臣に勧告するものとした上で（2条）、①4条1項において、上記の勧告は、統計法5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査（以下「大規模国勢調査」という。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとする旨規定し、②4条2項において、同条1項の規定にかかわらず、区画審は、統計法5条2項ただし書の規定により大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査の結果による各選挙区の日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、上記の勧告を行うものとする旨規定する。

区画審設置法3条は、改定案の作成の基準について、①1項において、改定案の作成は、各選挙区の人口（同条においては最近の国勢調査の結果によ

る日本国民の人口をいう。)の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない旨規定し、②2項において、同法4条1項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。))の合計数が小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。)とする旨規定し(いわゆるアダムズ方式)、③3項において、同法4条2項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は変更しないものとする旨規定する(以下、この改定案の作成の基準を含む同法2条から4条までの規定による選挙区の改定の仕組みを「本件区割制度」という。))。

(2) 区画審は、小選挙区選出議員の選挙区に関し、令和2年10月1日を調査時とする大規模国勢調査(以下「令和2年国勢調査」という。)の結果に基づき、各都道府県の小選挙区選出議員の定数を5都県で合計10人増員し10県で各1人減員した上、25都道府県の140選挙区において区割りを改めることを内容とする改定案を作成し、令和4年6月16日、内閣総理大臣に勧告した。これを受けて、同年11月18日、区割規定の定める選挙区割りを上記改定案のとおり改定することなどを内容とする令和4年法律第89号(以下「令和4年改正法」という。)が成立した(以下、令和4年改正法による改正後の区割規定を「本件区割規定」といい、本件区割規定の定める選挙区割りを「本件選挙区割り」という。))。

(3) 令和6年10月9日に衆議院が解散され、同月27日、本件選挙区割りの

下で衆議院議員総選挙（以下「令和6年選挙」という。）が行われた。

本件選挙区割りの下では、令和2年国勢調査の結果によると、選挙区間の日本国民の人口（以下単に「人口」という。）の最大較差は1対1.999となり、令和6年選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区（鳥取県第1区）と最も多い選挙区（北海道第3区）との間で1対2.059であり、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区であった（乙3）。

最高裁令和7年(行ツ)第155号同年9月26日第二小法廷判決・民集79巻6号2676頁（以下「令和7年小法廷判決」という。）は、令和6年選挙について、①本件区割制度は、選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設けられたものであるといえ、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行う仕組みを定めたものとして、合理性を有するものというべきである、②令和6年選挙は、令和4年改正法により改正された本件区割規定の定める選挙区割り（本件選挙区割り）の下で行われたものであるところ、令和4年改正法は、本件区割制度の下、区画審が、令和2年国勢調査の結果に基づき、区画審設置法3条1項及び2項に定める基準に従い各都道府県への定数配分及び区割りをして作成した改定案のとおり、選挙区を改定するものといえ、本件選挙区割りの下においては、令和2年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1対1.999であったのに対し、令和6年選挙当日には、選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.059となっており、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区となっていたものの、本件区割制度が、選挙区を改定してもその後に選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提と

5  
10  
15  
20  
25  
30  
35  
40  
45  
50  
55  
60  
65  
70  
75  
80  
85  
90  
95  
100  
105  
110  
115  
120  
125  
130  
135  
140  
145  
150  
155  
160  
165  
170  
175  
180  
185  
190  
195  
200  
205  
210  
215  
220  
225  
230  
235  
240  
245  
250  
255  
260  
265  
270  
275  
280  
285  
290  
295  
300  
305  
310  
315  
320  
325  
330  
335  
340  
345  
350  
355  
360  
365  
370  
375  
380  
385  
390  
395  
400  
405  
410  
415  
420  
425  
430  
435  
440  
445  
450  
455  
460  
465  
470  
475  
480  
485  
490  
495  
500

するものであって、このような制度に合理性が認められることは上記のとおりである、③令和6年選挙当時における選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものであるというべき事情はうかがわれず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないから、上記の選挙区間の投票価値の較差の状況をもって、本件選挙区割りが令和6年選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできないと判示した。

(4) 令和8年1月23日に衆議院が解散され、同年2月8日、本件選挙区割りの下で本件選挙が施行された。

本件選挙区割りの下では、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区（鳥取県第1区）と最も多い選挙区（北海道第3区）との間で1対2.097であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は、同区を含め、16選挙区（北海道第3区を除くと、2.087〔福岡県第3区〕～2.002〔兵庫県第7区〕倍）であった（乙1）。

## 2 当事者（原告適格）等

(1) 原告らは、それぞれ本件選挙の富山県第1ないし3区、石川県第1ないし3区並びに福井県第1及び2区（本件選挙区）の選挙人である。

(2) 本件選挙の当日における選挙人数の最も少ない選挙区（鳥取県第1区）と本件選挙区間の選挙人数の較差は、富山県第1区が1.191倍、同第2区が1.071倍、同第3区が1.579倍、石川県第1区が1.681倍、同第2区が1.455倍、同第3区が1.020倍、福井県第1区が1.642倍、同第2区が1.144倍であった（乙1、3）。

## 第3 当事者の主張

本件の主たる争点は、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったかであり、その余

の争点は、仮に違憲状態にあったとの評価がされるとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるかである。

主たる争点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

## 1 原告らの主張

5 (1) 憲法の前文は、本文の各条項の解釈基準となるところ、憲法前文第1項第2文は、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と定めている。

10 憲法47条は、「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」とするが、受託者である国会議員が、自らの身分の得失に関わる選挙区割規定を立法し、受益者である国民に優先してその利益を享受することは、受託者の忠実義務（信託法30条）及び「受託者は、…信託の利益を享受することはできない」とする同法8条の趣旨に反するから、「憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている」とする令和5年大法  
15 廷判決の判示は、憲法47条の解釈を誤っている。

20 (2) 被告らは、人口比例選挙を徹底すれば、過疎化が進む地方に居住する国民の意見が国政に反映されにくくなる旨主張するが、過疎地は全都道府県にあり、本件選挙の場合、鳥取県第1区（選挙人数約22万人）内の過疎地に居住する選挙人と、福岡県第5区（同約45万人）内の過疎地（例えば、東峰村）に居住する選挙人との間には、同じ過疎地に居住していながら、その投票価値に2倍以上の差が存在したことになる。

25 最高裁令和4年（行ツ）第130号同5年1月25日大法廷判決・民集77巻1号1頁（以下「令和5年大法廷判決」という。）は、「選挙制度の合憲性は、…国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか

否かによって判断される」と判示するが、同じ過疎地に居住する選挙人の投票価値に上記のような較差が生じていることに合理性はなく、令和5年大法廷判決の判示に照らし、本件選挙は違憲である。

- 6
- (3) 本件選挙は、憲法56条2項（両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し）、1条（主権の存する日本国民）、前文第1項第1文後段（主権が国民に存することを宣言し）及び前段（日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し）、43条1項（両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する）等が要求する「できる限りの一人一票等価値（人口比例選挙）の要求」に違反し、無効である。
- 10

## 2 被告らの主張

- 15
- (1) 本件区割制度が合理性を有することは、最高裁平成30年（行ツ）第153号同年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240頁（以下「平成30年大法廷判決」という。）、令和5年大法廷判決及び令和7年小法廷判決も肯定しており、これにより改定された本件選挙区割りについては、投票価値の較差の拡大が見られるとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえないというべきところ、そのような事情はない。
- 20

- (2) 仮に、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の要求に反する状態（違憲状態）にあったとの評価がされた場合であっても、本件選挙は、令和7年小法廷判決後に初めて行われた衆議院議員総選挙であり、国会において、違憲状態であることを認識すべき契機は一切存在しなかったから、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえない。
- 25

## 第4 当裁判所の判断

1 (1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求している  
ものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶  
対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ない  
し理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の  
5 両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法  
その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47  
条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用  
される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定す  
るに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平  
10 等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められている  
というべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考  
慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を  
定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを  
15 基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的  
状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現  
するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが  
求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、  
これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行  
20 使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国  
会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記の  
ような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界  
を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に  
違反することになるものと解すべきである（最高裁昭和49年（行ツ）第7  
25 5号同51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、平成30年  
大法廷判決、令和5年大法廷判決及び令和7年小法廷判決参照）。

原告らは、上記第3の1(1)のとおり、憲法前文第1項第2文等を根拠として、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量を認めることは誤りである旨主張するが、独自の見解というほかなく、採用することができない。

5 (2) 上記第2の1(3)のとおり、令和7年小法廷判決は、上記(1)の基本的な判断枠組みに立った上で、本件区割制度は、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行う仕組みを定めたものとして、合理性を有するものとし、本件区割制度の下、区画審が、令和2年国勢調査の結果に基づき、区画審設置法の定める基準に従って作成した改定案のとおり令和4年改正法による改正後の本件区割規定の定める本件選挙区割りの下で行われた令和6年選挙  
10 について、令和2年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1対1.999であったのに対し、選挙当日には、選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.059となっており、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区となっていたものの、選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものであるというべき事情はうかがわれず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないから、上記の選挙区間の投票価値の較差の状況をもって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということとはできないと判示した。

15  
20 (3) 本件選挙は、令和6年選挙のわずか約1年3か月後に同じ本件選挙区割りの下で行われたものであるところ、本件区割制度の合理性及び本件区割規定がその基準に従ったものであることは上記(2)のとおりであるから、令和6年選挙当時と比較して、選挙区間の投票価値の較差が拡大したとしても、令和2年国勢調査以降、同較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大した  
25 ものであるというべき事情や、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反す

る状態に至ったものということとはできないというべきである。

そして、上記第2の1(4)のとおり、令和6年選挙と比較して、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、1対2.059から1対2.097と拡大し、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は、10選挙区から16選挙区に増えてはいるものの、選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものであるというべき事情はうかがわれず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないから、上記の較差の状況をもって、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということとはできない。

2 原告らは、上記第3の1(2)及び(3)のとおり、①過疎地に居住する選挙人の間にも投票価値の差が生じていることや、②憲法56条2項、1条、前文1項1文、43条1項等の要求を主張する。

しかし、①選挙区間の投票価値に差が生じれば、それらの過疎地に居住する選挙人の間でも投票価値の差が生じることは当然であり、令和5年大法院判決及び令和7年小法院判決は、この点を考慮してもなお、国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行う仕組みを定めたものとして、本件区割制度の合理性を認めたものと解される。

また、上記説示したところによれば、上記②の各規定は、原告らが主張する人口比例選挙を要求するものとは解されない。

したがって、原告らの上記主張はいずれも採用することができない。

その他、原告らが主張する点を考慮しても、本件選挙当時において本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできない。

### 3 結語

よって、原告らの請求は、その余の争点（合理的期間の徒過）について判断

するまでもなく、いずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり  
判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

5

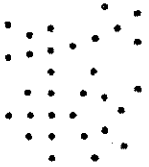
裁判長裁判官

大野和明 

10

裁判官

山田兼司 



裁判官

釜村健太 